

「座間市協働まちづくり推進指針」に係るパブリックコメント結果について

1 パブリックコメント実施概要

- (1) 募集期間：平成20年2月21日～平成20年3月21日
- (2) 対象者：市内在住・在勤・在学者、市内に事務所・事業所を有する法人その他団体
- (3) 提出方法：持参、郵送、FAX、Eメール
- (4) 提出者数：2名
- (5) 意見総数：6件

2 寄せられた意見と考え方

項目	意見の概要	意見に対する考え方
協働の形態	<p>○素案には、市民と行政の関係を定める形態として「事業委託、補助、共催、後援、事業協力」の5つをあげているが、ここに“協働事業”を入れるべきである。</p> <p>(理由)</p> <p>座間市は財政が厳しいということもあるが、地方分権を進める上で、市民にはまちづくりに主体的に参加する役割がある。行政は公共サービスを適切に民（企業等を含め）に委譲することが求められている。そこには、行政が計画した事業を市民に委託するだけでなく、事業そのものを行政と市民が作り上げる協働事業を広く展開する必要がある。</p>	<p>素案に示された協働の形態は、あくまで協働事業を進める上での形態を示したものであります。</p> <p>なお、ご指摘の「協働事業」につきましては、基本方針(3)の推進策「市民からの協働提案制度の充実」に位置づけており、その中で推進してまいりたいと考えています。</p>
推進方策	<p>○“協働事業”を広く展開していくためには、行政は公益活動をきちんと認識し、公益活動を担う市民の力をつけることが必要である。そのために、市民活動サポートセンター主催による「リーダー養成講座」「市民公益活動講座」を行い、講座終了後は実践の場</p>	<p>公益活動につきましては、市民等が自主的・自立的に行う非営利で宗教や政治活動を目的としない社会貢献活動と認識しております。</p> <p>なお、平成20年度より、協働を進めるための市民活動の拠点施設として「市民活動サポートセンター」の設置に着手</p>

	<p>を用意できるよう協働事業を拡大していくことが大切である。</p>	<p>してまいります。ご指摘いただいた点につきましては、同センターの運営に係る部分となりますので、今後の事業展開を図る上での貴重なご意見として検討させていただきます。</p>
	<p>○市民活動サポートセンターの運営は、市民及び様々な市民活動団体から参加を募り、使い勝手の良いものにつくっていくことが重要である。また、サポートセンターの役目として、訪れる市民が求める市民活動の場の紹介や行政との協働の方法、NPOの作り方等、適切なアドバイスやコーディネートを行うことがあるので、適切な人材を配置することが大事となる。</p>	
	<p>○協働事業は、市民と行政とがつくる選考委員会的な組織をつくり、そこが市民や行政からの提案を受け、プレゼンをして決定する形とする。</p>	<p>ご意見は、指針に対してというよりも、事業実施にあたってのご意見と解しますが、現在のところ、その様な考えはございません。なお、必要であれば「市民参加推進会議」での検討を考えてまいります。</p>
<p>対象外意見</p>	<p>○市役所に、いつでも呼べる手話通訳者を設置してほしい。</p> <p>○毎年実施されている防災訓練に、聴覚障害者のための手話通訳者を配備してほしい。</p>	<p>「指針」に直接関係する事項ではございませんが、市民からの要望意見として広聴相談課に回付させていただきます。</p>